

(別添 1)

1 入札書比較価格

- ・「入札書比較価格」とは、市長が定める予定価格に110分の100を乗じて得た額であり、入札書に記載された金額と比較し、落札者を決定するために用いる価格である。

2 平均値及び標準偏差

○平均値： $\Sigma x / n$  (小数点以下切捨て)

n：算定対象者数  
x：入札金額

○標準偏差： $\sqrt{\frac{n \Sigma x^2 - (\Sigma x)^2}{n^2}}$  (小数点第1位を四捨五入、整数止め)

(別添 2)

低入札価格調査による判定基準

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由の妥当性	記載がないなど、入札理由が明確でない場合
(2) 積算内訳が妥当でない場合	記載がないなど、積算内訳が妥当でない場合
(3) 工事費内訳が妥当でない場合	記載がないなど、工事費内訳が妥当でない場合
(4) 手持ち資材が妥当でない場合	記載がないなど、手持ち資材が妥当でない場合
(5) 購入資材先が妥当でない場合	記載がないなど、購入資材先が妥当でない場合
(6) 手持ち機械から施工能力を有していない	記載がないなど、手持ち機械から施工能力が妥当でない場合
(7) 従事者の確保計画から施工能力を有していない	記載がないなど、従事者の確保計画から施工能力が妥当でない場合
(8) 工種別従事者配置計画から施工能力を有していない	記載がないなど、工種別従事者配置計画から施工能力が妥当でない場合
(9) 建設副産物の搬出処理が適正でない場合	記載がないなど、建設副産物の搬出処理が妥当でない場合
(10) 配置技術者が適正でない場合	記載がないなど、配置予定技術者が妥当でない場合
(11) その他	上記のほか、適正な建設工事の履行が行われずおそれがあると認められる場合

(別添 3)

- 工事調査表－6に示す従事単価の理由のない減額
- 工事調査表－7に示す従事者配置予定の理由のない減員
- 第7条第2項に規定する調査資料の理由のない提出の遅延
- 工事調査表－1、2により、不適切な見積り等で最終実績額が最終契約額を上回る事が判明した場合